

村上市プレミアム商品券

【取扱事業者募集要項】

問い合わせ先：村上市地域経済振興課 TEL 0254-75-8942

1 趣旨

プレミアム付き商品券を発行し、昨今の物価高騰に対する市民の生活支援と市内経済の活性化を図るため、本事業において商品券の取扱い事業者を募集します。

2 対象者

下記（１）（２）のいずれかに該当し、下記の誓約事項に同意する事業者

- (1) 令和 8 年 3 月発行の村上市くらし応援商品券取扱事業者
- (2) (1) 以外の市内に店舗や事業所等がある、建設業、小売業、飲食業、サービス業、その他の事業者。ただし、市長が特に認めた場合を除く

<誓約事項>

- ・村上市暴力団排除条例第 2 条 1 号から第 3 号までに該当しないこと。また、当該暴力団等と密接な関係を有しないこと
- ・商品券の購入・換金において不正な行為をしないこと
- ・その他法令または公序良俗に反していないこと
- ・市が本事業に関して調査等を行うときは協力すること
- ・市のホームページ、その他広報媒体への掲載に同意すること

3 登録方法

下記のとおり、令和 9 年 1 月 29 日（金）までにお申し込みください。

※登録料はかかりません。

※登録完了後、ポスターとのぼりを送付します。

■上記対象者（１）に該当する事業者の場合

引き続き自動的に登録取扱事業者及び店舗として取り扱います。

辞退される場合のみ下記担当までご連絡ください。

■上記対象者（２）に該当する事業者の場合

登録を希望する事業者は、WEB フォームまたは所定の「村上市プレミアム商品券取扱店申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、郵送・メール・FAX のいずれかの方法でお申し込みください。

4 商品券事業の概要

- プレミアム率 20%
- 販売総額 1億円（発行額 1億2千万円）
- 販売数 20,000セット
- 販売価格 1セット 5,000円
(額面 1枚500円 12枚セット 6,000円分)
- 商品券の種類 ①共通券…商品券1枚あたり額面500円（7枚）
②専用券…商品券1枚あたり額面500円（5枚）
- 商品券の詳細 ①共通券…全ての取扱店で利用可能
②専用券…地元取扱店のみで利用可能。本社（本店）が市外にある店舗では利用できません
- 購入対象者 市内在住世帯
- 購入限度 1世帯4セットまで
- 商品券利用期間 令和8年11月4日（水）～令和9年1月31日（日）

5 取扱事業者の業務

- ・商品券利用期間内に商品券を持参した方に記載金額に相当する商品やサービスの提供を行い、額面に満たない利用の場合、釣銭は出さない
- ・受け取った商品券は、再流通を防ぐため厳重に管理すること
- ・利用可能期間中は必ず取扱店ポスターを店頭の目立つ場所に掲示すること

6 請求手続き

- ・専用の請求書に必要事項を記入・押印し、使用済み商品券を添えて下記窓口まで直接お持ちください。※手数料はかかりません。
- ・請求期間 令和8年11月4日（水）～令和9年2月26日（金）

村上市役所 地域経済振興課（村上市三之町1番1号 市役所3階）
荒川支所 産業建設課（村上市山口444番地）
神林支所 産業建設課（村上市岩船駅前56番地）
朝日支所 産業建設課（村上市岩沢5611番地）
山北支所 産業建設課（村上市府屋232番地）

7 振込み

原則、請求から7営業日以内に指定口座に振り込みます。

8 使用対象外となる物品・サービス

- ・換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカードなど）
- ・未払金の決済（コンビニ決済など）
- ・国や地方公共団体への支払い（税金、施設使用料、水道料金など）
- ・公共サービス（電気料、ガス料、NHK 受信料など）
- ・たばこ
- ・事業者間の商取引
- ・土地家屋の購入、住宅新築費用
- ・取扱店舗が指定する商品券利用除外商品

9 その他

- ・商行為以外での商品券の利用や不正による商品券の利用が発覚した場合は、支払い金額の全額を返還してもらうほか、取扱事業者としての登録を取り消します。
- ・本要項は今後予告なく変更の可能性がありますのであらかじめご了承ください。

10 お問い合わせ先

✓ ホームページ

村上市 プレミアム商品券

検索

✓ お問い合わせ先

村上市役所 地域経済振興課 経済振興室

TEL : 0254-75-8942 FAX : 0254-53-3840

Eメール : keizai-ss@city.murakami.lg.jp